

事務連絡
令和2年11月27日

各都道府県・各政令市
一般廃棄物行政主管部（局）
産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理に係る
具体的な手続きについて（周知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

照明器具のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用された安定器（以下「PCB使用安定器」という。）のうち、排出時点で一般廃棄物に該当するもの（以下「一廃安定器」という。）の処理については、令和2年5月13日付け事務連絡「一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理について（周知）」により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）における円滑な処理に向けた対応のあり方及び留意事項を周知したところである。

今般、一廃安定器の回収、JESCOへの処分委託等に係る具体的な対応方法を下記のとおり整理したので、貴管下市町村に周知いただくとともに、市町村と随時連携の上、御対応いただきたい。また、別紙のとおり一廃安定器の処理に係る留意事項及び補足事項を取りまとめたので、併せて参考にされたい。

記

1 委託の事前準備

(1) 回収について

- 都道府県及び政令市（以下「都道府県市」という。）は、掘り起こし調査等により発見した一廃安定器について、その保管者及び量に係る情報を所在する市町村へ共有する。

- 市町村は、各保管者の保管場所を訪問の上、一廃安定器を回収し、密閉できるか、漏洩防止装置の講じられている金属製のドラム缶又はペール缶等（以下「ドラム缶等」という。）に収納し、当該市町村の管理する施設において保管することを基本とする。その際、既に特別管理産業廃棄物である PCB 廃棄物をドラム缶等に保管している場合は、当該ドラム缶等とは別のドラム缶等に一廃安定器を保管することにより、特別管理産業廃棄物である PCB 廃棄物と一廃安定器が混合することがないよう留意されたい。
- なお、市町村による回収及び保管に当たっては、一般廃棄物処理基準が適用されるものの、PCB 廃棄物の性状に鑑み、可能な限り PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成 16 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に準拠するよう努めることとし、市町村が委託する者が行う場合にあっても同様とされたい。

（2）届出について

- 通常、一廃安定器の保管者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）第 2 条第 5 項に規定する保管事業者には該当しないと考えられることから、同法第 8 条第 1 項に基づく高濃度 PCB 廃棄物の保管及び処分の状況に関し届出を行う義務はない。
- 一方、市町村においても、回収した一廃安定器について PCB 特別措置法第 8 条第 1 項に基づく届出を行う義務はないと解されるものの、当該一廃安定器を処理する責任があることから、PCB 廃棄物の適正な処理を推進すると同法の目的を尊重し、同項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号。以下「PCB 特別措置法施行規則」という。）第 9 条の規定の要領により、一廃安定器の保管等の状況について、管轄する都道府県知事に届出を行うこととされたい。なお、政令市が一廃安定器を回収する場合、届出者と届出先は当該政令市長となるが、あくまで当該政令市長に届出を行われたい。
- 既に保管者が届出を行っている場合、各保管者から回収したものに係る届出を市町村が改めて行うこととし、保管者による届出は無効とする。
- 保管等の状況の届出に際しては、PCB 特別措置法施行規則様式第一号（一）を用い、とりわけ「特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名」欄には、一廃安定器の保管を担当する市町村の職員の職名及び氏名を記載されたい。また、「参考事項」欄に、一廃安定器である旨記載されたい。
- また、一廃安定器の保管の場所を変更した場合についても、PCB 特別措置法施行規則第 10 条第 2 項の規定の要領により届出を行うとともに、PCB 特別措置法施行規則様式第二号への各欄にあたっては上記の様式第一号（一）の場合に倣われたい。
- なお、PCB 特別措置法に基づき高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に課せられる届出のうち、上記の保管の状況及び処分の届出並びに保管の場所等の変更の届出以外に

関しては、回収した一廃安定器について市町村に対応を求めるものではない。

- この点、PCB 特措法施行規則第 26 条第 2 項において、地方公共団体が PCB 廃棄物を譲り受けた場合は、その日から 30 日以内に様式第八号による届出書を都道府県知事に提出しなければいけないこととされているが、PCB 特措法上の各種届出に係る義務は保管事業者の保管する PCB 廃棄物に課されていることに鑑みると、当該届出書についても当該 PCB 廃棄物のみに課されると解するのが合理的である。

(3) 搬入荷姿登録について

JESCO への処分委託にあたり、JESCO への登録が必要となるため、事前に JESCO に手続きを確認されたい。

(4) 事前通知等について

- 市町村は、JESCO への登録完了後、処分委託する一廃安定器の量並びに委託契約締結及び処分開始の時期について JESCO と調整の上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 4 条第 9 号の規定に基づき、当該市町村が属する事業対象地域に応じ、JESCO 北海道 PCB 処理事業所が所在する室蘭市又は北九州 PCB 処理事業所が所在する北九州市（以下「立地自治体」という。）へ、あらかじめ、同号イに定める事項を通知する。
- 市町村が初めて一廃安定器を処分委託する場合、立地自治体への事前通知は、当該立地自治体の担当職員と当該市町村の担当職員との相談、調整等を経た上で書面により実施すべきであるが、2 度目以降の委託の場合は、当該立地自治体の事務負担を軽減するため、相談、調整等は簡素化することとし、最低限、書面による通知のみでも足りることとする。
- 立地自治体への事前通知は、繁忙期である年度末から年度明け以外の時期に行うよう努めることとする。
- 書面による事前通知は、別添の様式を使用することとする。

(5) 処分の場所及び方法の指定について

市町村が行う廃棄物処理法施行令第 4 条第 7 号の規定に基づく処分の場所及び方法の指定は、JESCO との処理委託契約書に、その事業対象地域に応じ、処分の場所（JESCO 北海道 PCB 処理事業所又は北九州 PCB 処理事業所（以下「PCB 処理事業所」という。））及び処分の方法が記載され、かつ、当該処理委託契約書が締結されることをもってなされたものとする。

2 委託に係る手続き

(1) 処分期間内の対応について

前記1（2）と同様、一廃安定器については期間内の処分に係る規定は適用されないと解されるものの、本事務連絡に示した一廃安定器の処理委託に係る手続きについては、保管の場所の所在する区域に応じ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）別表に定める処分期間の末日までに終了するよう対応されたい。なお、北九州・大阪・豊田事業対象地域の市町村であって処分期間内にJESCOに処分を委託できない場合であっても、搬入荷姿登録については処分期間内に終えられたい。

（2）手続きの流れについて

- 市町村は、前記1（3）のとおりJESCOへの登録を行い、その後、前記1（4）のとおりJESCOと、処分委託契約の締結、PCB廃棄物処理施設への搬入及び処理費用の支払いの時期について調整する。
- 市町村は、JESCOへの処理委託手続きと並行し、後記（3）のとおり、所定の事業者に一廃安定器の収集運搬を委託する。

（3）収集運搬について

- 市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、その事業対象地域に応じ、JESCO北海道PCB廃棄物処理施設の入門許可収集運搬業者又は北九州PCB廃棄物処理施設の認定収集運搬事業者（以下「入門許可収運業者等」という。）に、JESCOへ処分委託する一廃安定器の収集運搬を委託する。なお、入門許可収運業者等の一覧は、別途、JESCOより当該市町村へ情報提供する。
- 入門許可収運業者等は、廃棄物処理法施行令第6条の5第1項第1号により、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物がその他の物と混合するおそれがないように、他の物と区分して収集し、又は運搬する必要があるところ、一廃安定器は前記1（1）のとおり、特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物が保管されたドラム缶等とは別のドラム缶等に入れて密閉保管されており、その状態を維持したまま収集運搬を実施することにより、他の特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物と区分され、同令の基準を満たすものと考えられるため、都道府縣市はその旨留意されたい。

（4）処分について

- 市町村は、廃棄物処理法第6条の2第2項の規定に基づき、その事業対象地域に応じ、PCB処理事業所に、一廃安定器の処分を委託する。なお、処分委託にあたっては、立地自治体への事前通知に係る手続きが終了している必要がある。
- 前記1（2）のとおり、市町村は、回収した一廃安定器についてPCB特別措置法第8条第1項の規定に基づく保管及び処分の状況に関し届出を行う義務はないと解されるものの、当該一廃安定器を処理する責任があることから、同項及びPCB特別措置法施行規則第9条の規定の要領により届出を行うこととされたい。

(5) マニフェストについて

- 一廃安定器については、廃棄物処理法第 12 条の 3 に規定する産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の交付は義務付けられていないが、JESCO はマニフェストにより処理対象物の管理を行っていること、また、適正な処理を確保するため、市町村は、入門許可収運業者等へマニフェストを交付することとされたい。
- マニフェストの交付に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)様式第二号の十五による様式を用い、一廃安定器であることを記載(例:「一般廃棄物(PCB を使用する廃安定器)」)の上、特別管理産業廃棄物としての PCB 廃棄物に係る手続きと同様に対応されたい。
- なお、マニフェストに係る運用については、平成 23 年 3 月 17 日付け環産発第 110317001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物管理票制度の運用について」の内容も必要に応じて参照されたいが、上記の交付以外のマニフェストに係る事務を回収した一廃安定器について求めるものではない。また、電子マニフェスト(JWNET)の利用に当たっては、JESCO のマニフェスト管理システムと整合することが必要であるため、事前に JESCO に確認されたい。

(6) 処理に係る費用について

- 収集運搬及び処分に係る費用は当該市町村が負担するのが妥当と考えられるが、保管者から手数料を徴収するため条例の制定等必要な措置を講ずることは妨げるものではない。
- 一廃安定器は PCB 特別措置法第 2 条第 1 項に規定する PCB 廃棄物であり、かつ、居宅等において使用されていたことから保管者は個人であることを踏まえると、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令(平成 16 年環境省令第 11 号)第 26 条第 2 号に規定する「個人が保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物」に該当すると考えられるため、この場合、その処理に係る費用は PCB 廃棄物処理基金による 95%軽減(個人)の対象となる。当該軽減措置の適用を希望する市町村は、所定の様式により、JESCO に申請を行うものとする。ただし、仮に一廃安定器を個人以外の者が保管している場合は、その保管者が同条第 1 号に規定する者であれば同様の措置の対象となる。その際には、個人が保管している一廃安定器と個人以外の者が保管している一廃安定器についてそれぞれ容器を分けて搬入し、軽減制度の申請書も分けて作成する必要があるため、保管者が同条第 1 号又は第 2 号に規定する者であるかを把握の上、JESCO に軽減の申請をされたい。

(以上)

室蘭市長 殿

〇〇〇市／町／村長 〇〇 〇〇

一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニル使用安定器の処分委託について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号イの規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 処分の場所の所在地
北海道室蘭市仲町14番7号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
- 2 受託者
名 称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
住 所 北海道室蘭市仲町14番7号
代表者の氏名 北海道PCB処理事業所長 〇〇 〇〇
- 3 一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分方法
(1) 種 類 ポリ塩化ビフェニル汚染物（PCB使用安定器）
(2) 数 量 〇〇kg
(3) 処分方法 プラズマ熔融分解法
- 4 処分又は再生を開始する年月日
令和〇年〇月

担 当 〇〇部〇〇課〇〇係
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

北九州市長 殿

〇〇〇市／町／村長 〇〇 〇〇

一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニル使用安定器の処分委託について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号イの規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 処分の場所の所在地

福岡県北九州市若松区響町一丁目 62 番 24

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州 PCB 処理事業所

廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設

ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の分離施設

2 受託者

名 称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州 PCB 処理事業所

住 所 福岡県北九州市若松区響町一丁目 62 番 24

代表者の氏名 北九州 PCB 処理事業所長 〇〇 〇〇

3 一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分方法

(1) 種 類 ポリ塩化ビフェニル汚染物（PCB 使用安定器）

(2) 数 量 〇〇kg

(3) 処分方法 プラズマ熔融分解法

4 処分又は再生を開始する年月日

令和〇年〇月

担 当 〇〇部〇〇課〇〇係
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(法令解釈)

1 一廃安定器については、PCB 特措法上の保管事業者に係る規定は適用されないと解されるのか。また、居宅用に使用中の PCB 使用安定器については、PCB 特措法上の所有事業者に係る規定は適用されないと解されるのか。

- ・通常、一廃安定器は居宅等において使用されていたことから保管者は個人であることを踏まえると、当該保管者は、保管事業者（PCB 特措法第 2 条第 5 項に規定する「保管事業者」をいう。以下同じ。）には該当しないと考えられ、保管事業者に係る規定は適用されない。居宅用に使用中の PCB 使用安定器についても同様に、所有事業者（PCB 特措法第 2 条第 6 項に規定する「所有事業者」をいう。以下同じ。）には該当しないと考えられ、所有事業者に係る規定は適用されない。
- ・上記のとおり、一廃安定器には期間内の処分や改善命令等に係る規定は適用されないものの、対応する拠点的広域処理施設における事業終了後に一廃安定器が発見された場合は処分を行えないことや、PCB 特措法の趣旨も踏まえ、期間内の処分に御協力をいただきたい。
- ・なお、PCB 特措法第 17 条の譲渡し及び譲受けの制限に係る規定は何人に対しても適用されるものであり、一廃安定器にも適用されるが、PCB 特措法施行規則第 26 条第 2 項に基づく届出書の提出については、後記 11 を参照されたい。

2 一廃安定器であるとの判断はどのように行えば良いか。

- ・PCB 使用安定器についてその用途を意図的に「住宅用」等に変更し、処理責任を逃れる行為を防止する観点から、一廃安定器と判断するに当たっては、当該 PCB 廃棄物が排出時点で事業活動に伴って生じた廃棄物でないことを確認する必要がある。
- ・例えば、かつて事業活動において使用されていた PCB 使用安定器が、当該事業が廃止された後も居宅用として使用され続けている場合については、法人登記簿の閉鎖や廃業届等をもって事業廃止等の実態を確認するとともに、現地確認等により当該 PCB 使用安定器が事業廃止後に日常生活において使用されていた蓋然性を確認することが必要である。
- ・この場合、事業廃止等の実態か事業廃止後に日常生活において使用していた蓋然性が認められなければ、産業廃棄物として取り扱うこととなる。
- ・なお、事業を廃止していない者が排出する PCB 使用安定器については、産業廃棄物である蓋然性が高く、原則として一廃安定器と扱われることは想定していない。また、産業廃棄物とは、単に営利を目的とする企業活動にとどまらず公共的事業をも含む広義の事業活動に伴って排出された廃棄物であ

っても該当することに留意されたい（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和 46 年 10 月 16 日付け環整第 43 号厚生省環境衛生局長通知）。

3 安定器以外の PCB 使用製品で、事業活動において使用されたのちに引き続き日常生活において使用され、その後廃棄されたものについても、一廃安定器と同様に一般廃棄物と判断して差し支えないか。

- ・安定器以外の PCB 使用製品については、安定器のように事業が廃止された後も居宅等として使用され続けるような事態は想定されにくいものの、廃棄物処理法第 2 条第 4 項による事業活動に伴って生じた廃棄物とは言えない場合には、同条第 2 項により一般廃棄物と判断することとなる。
- ・その際には前記 2 の場合と同様、その用途を意図的に「住宅用」等に変更し、処理責任を逃れる行為を防止する観点から、当該 PCB 廃棄物が排出時点で事業活動に伴って生じた廃棄物でないことを確認されたい。
- ・ただし現時点で JESCO へ処理委託できる一般廃棄物は、安定器・汚染物・3 キロ未満の小型電気機器のみである。

4 一廃安定器及び居宅用に使用中の PCB 使用安定器に係る都道府県及び市町村の責務はどのようなになるのか。

- ・一廃安定器及び居宅用に使用中の PCB 使用安定器はそれぞれ、PCB 特措法上の PCB 廃棄物及び PCB 使用製品に該当する。
- ・PCB 特措法第 5 条第 2 項において、都道府県は当該都道府県の区域内における PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の状況を把握するとともに、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされており、都道府県は掘り起こし調査をはじめとした PCB 廃棄物の適正処理に要する所要の措置を講ずる責務がある。
- ・その上で、実際の一廃安定器の処理行為自体については、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の処理として市町村が統括的な責任を有することとなる。

5 JESCO は中間処理したもの（処理後物）の最終処分を産業廃棄物処理業者等に委託しているが、かかる再委託を行う JESCO は、市町村が一般廃棄物の処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の受託者に係る要件（廃棄物処理法施行令第 4 条第 3 号）を満たさないのではないか。

- ・前記 1 のとおり、PCB 特措法の趣旨も踏まえれば一廃安定器についても期間内の処分を進める必要があるところ、現状の PCB 使用安定器に係る一連の処理の工程を活かして確実かつ適正な処理を推進することが不可欠であ

る。

- ・また、仮に JESCO における PCB 使用安定器の処理後物について一般廃棄物と産業廃棄物を区分して委託することとした場合、処理後物がスラグであり物理的に一体不可分であるというプラズマ熔融処理設備の特性上、一廃安定器が JESCO に数百台以上搬入されるのを待った後に一廃安定器のみを区分して投入することが必要となる。しかしながら、一廃安定器の量がわずかであることに鑑みれば、その投入までには相当の時間を要することになると考えられ、結果として PCB 廃棄物の期限内処理に支障を生じるおそれが高い。
- ・国が全額出資した特殊会社である JESCO においてその指導監督の下で処分が行われることも踏まえると、上記の期限内処理に係る状況の特殊性に照らし、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する観点から、JESCO における PCB 使用安定器の処理後物は産業廃棄物として取り扱い、その処分の委託は市町村からの受託業務である一般廃棄物の処分の再委託ではないと解して差し支えない。

(具体的な運用について)

6 一廃安定器を把握するために、特別の掘り起こし調査等を行う必要はあるか。また、一廃安定器に係る市民への周知は必要か。

- ・令和2年5月13日付け事務連絡は、現在各都道府県市において取り組んでいただいている掘り起こし調査において、排出時点で一般廃棄物となる PCB 使用安定器が発覚していることから処理に向けた対応のあり方等を整理したものであり、調査対象の拡大又は調査のやり直し等を要するものではない。
- ・各市町村において生じる一廃安定器は少量であると推測されることから、従前の方針に従って調査又は指導若しくは助言を行う中で、産業廃棄物であることに疑義が生じた場合に限り、個別に、その排出状況に照らして一廃安定器かどうかを判断すれば足りると考えられる。
- ・なお、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための広報・啓発についてもその見直しを要するものではない。また、環境省においてもテレビ CM やパンフレットの作成、専用ウェブサイトでの情報発信による周知等を行っているところ。

7 一廃安定器の収集及び運搬並びに処分はどのように行うことになるのか。また、その際の処理基準等はどのようになるのか。

- ・掘り起こし調査等を行う都道府県市から一廃安定器に係る情報の提供を受

け、市町村は、各保管者の保管場所を訪問の上、一廃安定器を回収し、当該市町村の管理する施設において保管することを基本とする。この場合、都道府県市と調整の上、例えば掘り起こし調査の完了に目途がたった段階で荷姿作成の上、JESCO 入門許可収運業者等に一廃安定器の収集運搬を委託することが考えられる。

- ・上記の市町村による回収及び保管に当たっては、一般廃棄物処理基準が適用されるものの、PCB 廃棄物の性状に鑑み、可能な限り PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインに準拠するよう努めることとし、市町村が委託する者が行う場合にあっても同様とする。また、当該市町村から立地自治体へ運搬する場合にあっても同様とし、その他立地自治体による取扱等にも従うこととする。
- ・なお、各保管者の保管場所については、容易に他人が立ち入ることがないようにすべきであり、PCB 廃棄物であることが確知できる状態にするほか、特別管理産業廃棄物保管基準も参考に、例えば以下の措置が講じられるよう保管者に個別に指導を行うこと。具体的には、ドラム缶やペール缶などの密閉容器で保管するとともに、ボイラー室など高温にさらされる場所を避けることが望ましい。
 - ✓ 飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生しないよう必要な措置を講ずること。
 - ✓ ネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - ✓ 他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等の必要な措置を講ずること。
 - ✓ 容器に入れ密封すること等揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
 - ✓ 腐食防止のために必要な措置を講ずること。

8 JESCO 立地自治体に対する通知はどのように行うのか。

- ・市町村は、JESCO への登録完了後、処分委託する一廃安定器の量等について JESCO と調整の上、当該市町村が属する事業対象地域に応じ、あらかじめ立地自治体との相談、調整等を経た上で、廃棄物処理法施行令第 4 条第 9 号イに定める事項を通知する。処分委託にあたっては、立地自治体への事前通知に係る手続きが終了している必要がある。

9 一廃安定器の量はあらかじめ把握することが困難であるが、産業廃棄物の場合と同様に JESCO への搬入調整が行われるのか。

- ・各市町村において生じる一廃安定器は少量であると推測されるため、現時点では搬入可能量を制限する予定はない。搬入時期については JESCO と個別

に調整を行うこととなる。

10 対応する拠点的広域処理施設における事業終了までに一廃安定器の処分が行われなかった場合、当該一廃安定器の取扱いはどのようなになるのか。

- ・その他の PCB 廃棄物と同様、その保管者において適切に保管していただくことが必要となるが、当該保管者から収集するかどうかは集約保管場所の維持管理等に係る市町村の実態に応じて判断いただきたい。
- ・なお、保管者において保管を行うにあつては、前記 7 の場合と同様に個別に指導を行うこと。

11 一廃安定器に係る PCB 特措法上の各種届出はどのように適用されるのか。

- ・市町村は PCB 特措法上の保管事業者には該当しないことから、回収した一廃安定器について PCB 特別措置法第 8 条第 1 項に基づく届出を行う義務はないと解されるものの、当該一廃安定器を処理する責任があることから、PCB 廃棄物の適正な処理を推進すると同法の目的を尊重し、同項及び PCB 特別措置法施行規則第 9 条の規定の要領により、一廃安定器の保管等の状況について、管轄する都道府県知事に届出を行うこととされたい。
- ・なお、PCB 特措法施行規則第 26 条第 2 項において、地方公共団体が PCB 廃棄物を譲り受けた場合は、その日から 30 日以内に様式第 8 号による届出書を都道府県知事に提出しなければならないこととされているが、PCB 特措法上の各種届出に係る義務は保管事業者の保管する PCB 廃棄物に課されていることに鑑みると、当該届出書についても当該 PCB 廃棄物のみに課されると解するのが合理的である。

12 一般廃棄物処理計画の改訂は必要か。

- ・各市町村において生じる一廃安定器は少量であると推測されるが、その処理は日常的な一般廃棄物処理業務ではなく単発的業務とすることから、廃棄物処理法第 6 条により市町村が定める一般廃棄物処理計画の変更は特段要しないと考えられる。

13 これまで PCB 特措法に携わることのなかった市町村に対して限られた期間で迅速な処理を求めることは非常に困難。市町村に対してどのような負担軽減措置が講じられるのか。

- ・独立行政法人環境再生保全機構（以下「保全機構」という。）に置かれているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（以下「基金」という。）は、個人が保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物に対して助成を行うこととなって

いる。そのため、個人が排出する一般廃棄物であれば、これを市町村が JESCO へ処分委託する場合であっても、基金から収集運搬費用及び漏えい防止費用の 100 分の 95 に相当する額並びに処分費用の 100 分の 51 に相当する額（国の PCB 廃棄物処理施設整備費補助分を加えると、処理費用の 100 分の 95 に相当する額となる。）を交付することとなる。

14 収集若しくは運搬又は処分に当たって手数料の納付を条件とすることは可能か。また、手数料が支払われない場合、処理をしないことは妨げられないか。

- ・手数料の納付を条件とすることは妨げられないが、JESCO の処分費用については市町村負担とすることが妥当と考えている。特に、期間内の処分が定められている PCB 特措法の趣旨に鑑みると、手数料が支払われない場合であっても処理を行うことが妥当であると考えている。

15 一般安定器について、廃棄物処理法施行令第 4 条第 9 号ロに規定する実施状況の確認は必要か。

- ・各市町村において生じる一廃安定器は少量であると推測され、その処理は日常的な一般廃棄物処理業務ではなく単発的業務とすることから、廃棄物処理法施行令第 4 条第 9 号ロの場合に該当せず、実施状況の確認は不要であると解される。

16 一般廃棄物となる安定器について、PCB 廃棄物かそうでないかの判断責任は市町村になるのか。この際、特管産廃保管基準（規則第 8 条の 13 第 5 号ハ）は適用されないが、分解・穴あけによる分析を行うことは許容されるのか。

- ・PCB 廃棄物かそうでないかの判断は処理に付随して必要となる事務であるから、一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村に判断責任があるが、分解・穴あけを行うことについては人の健康又は生活環境に係る被害が生じる可能性があるため、特管産廃保管基準に準じて対応されたい。

17 既に個人で JESCO へ搬入荷姿登録が行われている一廃安定器についても、再度市町村の名義で登録のし直しが必要か。

- ・各市町村において、当該一廃安定器の処理を JESCO に委託する際は、市町村名義で登録し直すことが必要である。一般廃棄物と判断される PCB 使用安定器であって JESCO に登録済みであるが処理委託契約が完了していないものが確認された場合にあっては、市町村から当該個人に市町村で処理委託する旨を伝えて登録取り下げを依頼されたい。

18 一廃安定器について、PCB 特措法に基づき、処理責任者を覚知できない場合として代執行を行うことは可能か。また、市町村が JESCO 登録を行わない場合に代執行を行うことは可能か。

- ・一廃安定器は居宅等において使用されていたことから保管者は個人であることを踏まえると、当該保管者は、保管事業者には該当しないと考えられ、保管事業者に係る規定は適用されないことから、PCB 特措法第 13 条柱書きの「前条第一項に規定する場合」という構成要件を満たさないので、同法に基づく代執行を行うことはできないと解される。
- ・一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村の責任のもとで適正に処理を行われたい。

(その他)

19 今般の整理は一廃安定器を産業廃棄物として扱い、すでに PCB 特措法に基づく保管事業者として処理をした者に対して不公平ではないか。なんらかの救済措置を検討すべきでないか。

- ・令和 2 年 5 月 13 日付け事務連絡は、掘り起こし調査において得られた知見に基づき、事業活動において使用されていた PCB 使用安定器が、その時点では廃棄されず、事業が廃止等された後も引き続き日常生活において使用され、その後廃棄されたものについて、一般廃棄物となることを明確化したものである。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物のいずれに該当するかについては廃棄物処理法に基づき判断をされてきたところであり、同事務連絡はその解釈を変更するものではないものの、従前は産業廃棄物として処理委託するよう指導した実務例もあり、同事務連絡の内容と齟齬する可能性がある。
- ・この点、従前行われた指導は掘り起こし調査における知見が蓄積する前に行われたものであり、一般廃棄物である PCB 廃棄物の処理体制が整備されないうちで処分期間内の円滑な処理委託を進める観点からはやむを得ない措置であったことから、指導当時の状況や PCB 廃棄物に係る関係法令の趣旨に鑑みれば、必ずしも不合理ではなく、違法な指導であったとは言えない。
- ・したがって、個別に疑義が呈された場合には上記の状況等について丁寧に説明を行い、理解を得ることが必要ではあるものの、特段の支援や援助が必要であるとは考えていない。

20 一廃安定器は PCB 使用安定器の全体量のうちわずかと推測するその根拠如何。

- ・令和 2 年 5 月 13 日付け事務連絡の発出に先立ち、PCB 使用安定器の掘り起

こし調査においては、かつて事業活動において使用されていた PCB 使用安定器が、当該事業が廃止された後も居宅用として使用され続けること等の理由により、排出時点で一般廃棄物となるものが発覚したものの、都道府県市からの問い合わせ等により環境省において把握した台数は PCB 使用安定器の全体量のうちわずかであったため。